公益社団法人　宮城労働基準協会
加入のご案内

魅力ある職場づくりに直結する事業で
働く人の笑顔と企業の持続的成長を支援します

<当協会の組織イメージ>

<7 つの支部で構成>
地域事情も考慮した事業活動
会員数：約 4,300 事業場

<加入のお問合せ>
本部又は最寄りの支部事務局へ

（令和 8 年 10 月作成）

正会員証

貴事業場は公益社団法人宮城労働基準協会の目的に賛同して入会した正会員であることをここに証します

公益社団法人宮城労働基準協会の目的

当法人は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他労働基準関係法令等の普及に努めるとともに、一般労働条件の確保・改善、労働災害の防止、健康保持増進等を図るため必要な事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

公益社団法人
宮城労働基準協会

<正会員証のイメージ>

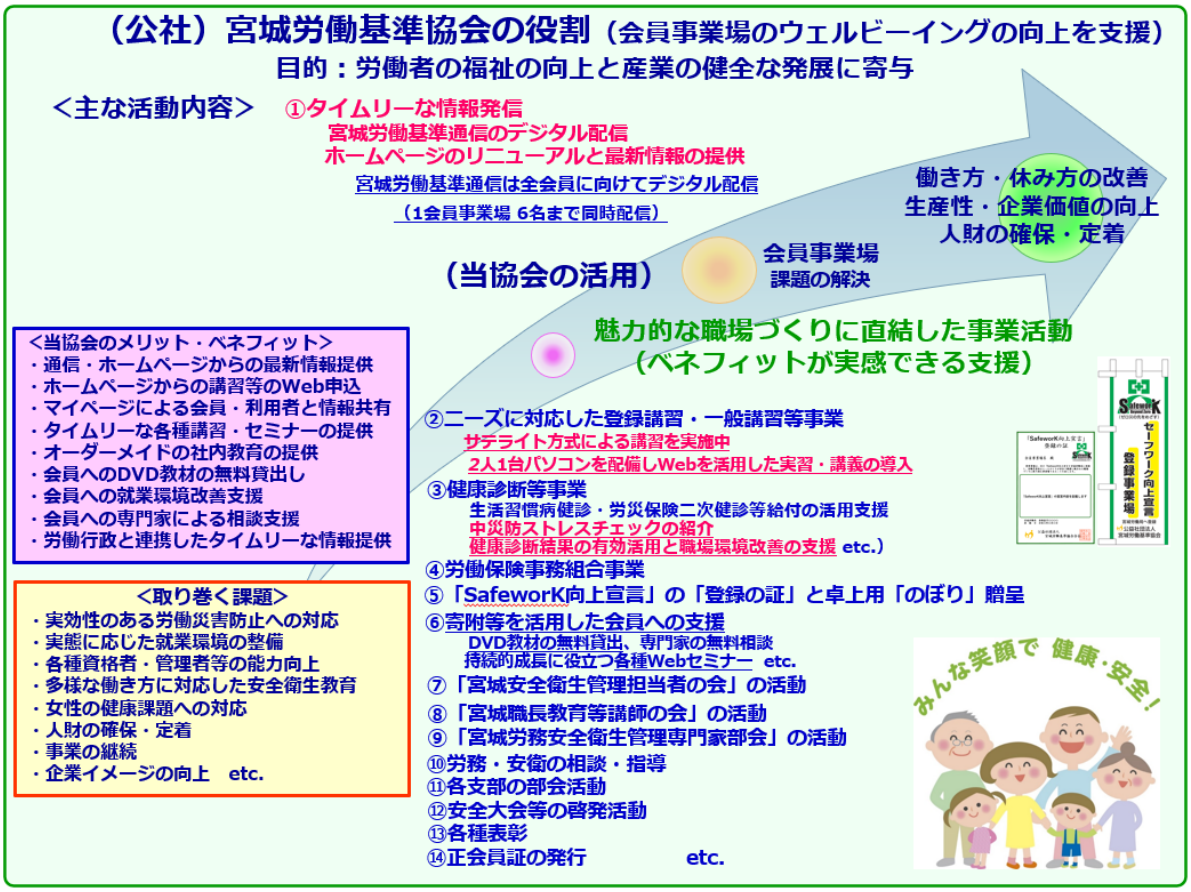

1　各種講習・教育

（1）一般建築物石綿含有建材調査者講習の実施（宮城労働局登録教習機関）

建築物の解体等作業の際に深刻な健康障害をもたらす石綿の飛散・吸引を防止するため、建物の石綿含有建材の使用実態を事前調査する者に義務付けられた資格

（2）技能講習の実施（宮城労働局登録教習機関）（WEB によるサテライト方式も採用）

作業主任者　プレス機械、特定化学物質及び四アルキル鉛等、石綿作業、酸素欠乏・硫化水素危険作業、有機溶剤、足場の組立て等

特定の業務　ガス溶接、玉掛け（6 ヶ月以上の実務経験者、未経験者）
小型移動式クレーン運転、フォークリフト運転、はい作業

（3）危険有害業務の特別教育

粉じん作業、石綿取扱作業、アーク溶接等、研削と石の取替え等、電気取扱い業務(低圧、高圧)、酸素欠乏･硫化水素危険作業、廃棄物焼却施設に関する業務（ダイオキシン類）、クレーン取扱い（５ｔ未満）、石綿取扱い、産業用ロボットの教示等、フルハーネス型墜落制止用器具 等

（4）能力向上教育等

衛生管理者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質作業主任者、安全衛生推進者、職長等

（5）専門教育等

化学物質管理者講習（製造事業場・取扱事業場共通 ２日コース、取扱い事業場向け１日コース）、保護具着用管理者教育、安全衛生推進者養成、衛生推進者養成、安全管理者選任時教育、**職長教育（令和５年４月から食料品製造業等にも義務化）**及び職長・安全衛生責任者教育、危険予知活動研修（１日コース）、リスクアセスメント担当者研修、労働安全衛生マネジメントシステム、雇入れ時等の安全衛生教育、危険予知訓練教育(KYT)、交通労働災害防止研修会、玉掛け業務従事者安全衛生教育、ワイヤロープ点検基準講習会、**危険体感型安全教育（令和５年８月から実施、令和８年度７回すべて満席、令和９年度も実施を計画）**等

（6）受験準備講習

第一種衛生管理者

（7）各種セミナー等

改正法令説明会(労働基準法等の主要な法改正があった場合)、安全管理実務研修、衛生管理実務研修、労務管理研修、労災実務研修、交通災害防止対策研修、**メンタルヘルス研修、ハラスメント研修、事業場単位で参加できる各種シリーズセミナー、オーダーメイドの会員事業場向け各種社内教育、会員限定の持続的成長に役立つ Web セミナー**　等

2　キャンペーン、全国安全・衛生週間、安全衛生大会、安全祈願祭等

各種キャンペーン、全国安全・衛生週間に併せた行事、安全祈願祭、産業安全衛生宮城大会、優良事業場の表彰、災害防止強調月間の実施等
本部で令和６年１０月に新たに組織した「宮城安全衛生管理担当者の会」（業種・規模問わず、安全衛生管理担当者が入会可）、各支部における安全衛生部会等において実務研修会、事例発表会、優良事業場の見学・視察・現地研修・情報交換会の実施等

3　健康診断とストレスチェック

雇入れ時健康診断・定期健康診断・生活習慣病予防健診・特殊健康診断・脳健診・労災二次健診給付金健診等を健診機関と提携して実施
中央労働災害防止協会の**ストレスチェック（小規模事業場向け（New!））**を紹介

4　労働保険事務組合

労働保険関係事務を受託
（大河原支部も設立計画中）

5　中小企業無災害記録証授与制度申請取扱

6　サービス活動

（１）　会員には、会報「宮城労働基準通信」を毎月デジタル配信し、事業場の取組み好事例、各種最新情報、各種試験・講習会の日程等をお知らせします。
　会報は、登録されたメールアドレス（**１会員事業場で最大６名まで登録可**）にデジタル版を毎月メール配信します。(デジタル版：、カラーで読みやすい・ダイジェストページから読みたいページにジャンプできる･紙面の URL から関連サイトを閲覧できる等)
（２）安全・衛生用品、書籍、保護具等の会員向け斡旋販売
（３）**安全衛生教育用 DVD（1 本の価格が数万円）の無料貸出**
（４）要請による安全講話、現地指導
（５）重篤災害発生時の再発防止対策等への支援
（６）労務管理・安全衛生管理、労災業務等に関する相談・助言
（７）**労務安全衛生に係る各種相談、行政指導の事後措置等に関する支援（専門家の活用可）**
（８）労働災害・通勤災害に関する労災保険手続きの相談・支援
（９）会員事業場の取組好事例の紹介、好事例取組事業場との交流（好事例企業の紹介等）
（10）過去の災害統計、災害発生事例、宮城労働基準通信のバックナンバー等の情報提供
（11）各種申請並びに諸届出書類の指導等
（12）**安全関係資料の提供**
　ホームページ（９月にリニューアル）の会員専用サイトを利用した会員向けの各種情報提供
　クラウドを利用した会員ニーズの把握とスピード感のある情報提供

7　その他

（１）年会費は、年額会費基準表のとおりとなっています。**入会金は不要**です。なお、**１月から３月は加入強化期間としており、この間に加入いただいた場合には、加入年度の会費は免除し、翌年度から会費を納入**していただくこととしています。会員サービスは入会と同時にご利用いただけます。
（２）**会員特典**として、前記６に加え、特別教育等の**一般講習受講料の割引、健康診断等の割引等**が受けられます。
（３）令和５年度からは、当協会に寄せられる寄附を活用して、会員事業場の事業場内トラブルや労働災害を防止に役立つ**社内教育用の DVD 教材をそろえ、会員限定で無料貸出**を行っています。多くの事業場でご利用いただき、好評をいただいています。
（４）業種・規模を問わず、危険・有害性のある化学物質を使用する事業者は、化学物質管理者や保護具着用管理責任者を選任し、リスクアセスメント等の必要な対策を講じるとともに、労働者に安全衛生教育をしっかり実施すること等が求められています。当協会では、**リスクアセスメント実習をパソコンを使用して実施**する等の環境を整え、**会員事業場の安全配慮義務の履行に役立つ教育の会**

員割引も適用して提供するなど、会員の皆様に魅力を実感していただける様々な活動を行っています。

（5）**「SafeworK 向上宣言」を宮城労働局に登録した会員事業場には「登録の証」と卓上用「のぼり」を贈呈等**しながら、宣言事項の実施を支援しています。

（6）**会員事業場の安全衛生管理を担当する方には、「宮城安全衛生管理担当者の会」に入会いただくことによって、労働災害防止や魅力ある職場の実現と企業の持続的成長に向けた取組みなどの情報提供や研修機会の提供等**を行っています。

（7）令和７年３月に設立した**「宮城職長等教育講師の会」**の活動を通じて、職長教育の充実に寄与する講師の知識やスキルアップ等を支援しています。

（8）令和８年３月に設立した**「宮城労務安全衛生管理専門家部会」**の会員となっている**社会保険労務士、産業医、保健師、労働安全衛生コンサルタント、産業カウンセラーの専門家**による各種セミナーの提供、企業の労務安全衛生管理に関する相談・支援を提供しています。

（同専門家の入会も歓迎）

入会手続きについて（ご案内）

年額会費は、下記の表のとおり、事業場の規模別になっています。（入会金は不要です。）

入会に際しては、「入会申込書」に必要事項を記入のうえ、最寄りの支部にメール送信若しくはご持参ください。

年額会費については、原則、口座引落とさせていただいており、「入会申込書」の受付時に「預金口座振替申込書」の提出ご案内をさせていただきます。

入会手続き完了後、新規会員向けの資料等をお送りさせていただきます。

年額会費基準表(毎年度４月から翌年３月まで)

令和８年４月１日改定

等級	規模人員別(人)	年額会費基準(円)	等級	規模人員別(人)	年額会費基準(円)
1	0～5	5,500	15	251～300	38,500
2	6～10	6,600	16	301～350	41,800
3	11～20	8,800	17	351～400	46,200
4	21～30	11,000	18	401～450	50,600
5	31～40	13,200	19	451～500	55,000
6	41～50	14,300	20	501～600	60,500
7	51～60	16,500	21	601～700	66,000
8	61～70	18,700	22	701～800	71,500
9	71～80	20,900	23	801～900	79,200
10	81～90	23,100	24	901～1000	86,900
11	91～100	25,300	25	1001～1200	93,500
12	101～150	27,500	26	1201～1500	96,800
13	151～200	30,800	27	1501～2000	106,700
14	201～250	34,100	28	2001～	114,400

規模人員別(人)欄は、加入時点での事業場内の常時使用する労働者(正規労働者、非正規労働者(パート、アルバイト、嘱託等)、派遣労働者を含みます。)で、該当区分を判断してください。

＜本部・支部　所在地＞

名称・所在地	郵便番号	電話番号	メールアドレス
公益社団法人 宮城労働基準協会 本部 仙台市青葉区一番町２－５－２２ GC 青葉通りプラザ５Ｆ	980-0811	022-265-4091	info-m.rouki@rouki.or.jp
仙 台 支 部 仙台市青葉区一番町２－５－２２ GC 青葉通りプラザ６Ｆ	980-0811	022-262-2110	sendai-jim@rouki.or.jp
塩 釜 支 部 塩釜市港町一丁目６－２０ 塩釜商工会議所２Ｆ	985-0016	022-365-8271	shiogama@rouki.or.jp
石 巻 支 部 石巻市開成１―３５ 石巻ルネッサンス館１Ｆ	986-0032	0225-22-6622	ishinomaki@rouki.or.jp
古 川 支 部 大崎市古川旭４丁目３－２４ 大崎建設産業会館　３階	989-6117	0229-23-2257	furukawa@rouki.or.jp
大河原支部 柴田郡大河原町字新東２４－８	989-1246	0224-53-4314	oogawara@rouki.or.jp
気仙沼支部 気仙沼市田中前３－２－１６	988-0053	0226-22-3560	kesennuma@rouki.or.jp
瀬 峰 支 部 栗原市瀬峰下田５０－１	989-4521	0228-38-2110	semine@rouki.or.jp

＜当協会のホームページを是非ご覧ください＞

入会申込書は、次のページの様式をご利用いただくか、当協会のホームページの「入会のご案内」サイトから「入会申込書様式（Word ファイル）」をダウンロードしてご利用ください。入会をご検討中の事業場には、メールアドレスをご登録いただけば、宮城労働基準通信デジタル版の最新号をお試し配信させていただきます。

当協会ホームページ URL

https://www.rouki.or.jp

（様式第１号）

宮城労働基準協会　入会申込書

公益社団法人宮城労働基準協会長 殿

＿＿＿＿＿＿支部 経由

貴協会の会員として入会を申し込みます。

年　　月　　日

フリガナ				
事業場名				
住所１ (市町村・地番)	〒			
住所２ (入居ﾋﾞﾙ名)				
TEL			FAX	
E-mail				
事業場代表者	職名		氏名	
	E-mail			
連絡担当者	職名		氏名	
	E-mail			
事業の概要(業種)			事業場労働者数	人

デジタル配信先の登録

宮城労働基準通信デジタル版の配信は代表者・担当者を含め最大６名まで登録できます。				
デジタル配信先１	職名		氏名	
	E-mail			
デジタル配信先２	職名		氏名	
	E-mail			
デジタル配信先３	職名		氏名	
	E-mail			
デジタル配信先４	職名		氏名	
	E-mail			
デジタル配信に関するメールアドレス等の変更は当協会ホームページ会員サイトで受け付けています。				

※ご記入いただいた個人情報は当協会の事業の目的以外には使用いたしません。

*協会支部記入欄		確認　支部事務局長　印
業　種	労働基準法別表第１　号該当（　　）	
会費　　円	名簿記入　年　月　日	本部送付　年　月　日
備考		